

特定創業支援等事業を受けた創業者への優遇措置

優遇措置	優遇の内容	対象者
会社設立時の登録免許税の軽減措置	登記にかかる登録免許税の軽減 ・株式会社 資本金の0.7%⇒0.35% 最低税額15万円⇒7.5万円 ・合同会社 資本金の0.7%⇒0.35% 最低税額6万円⇒3万円	町内で会社を設立予定で、 「事業を営んでいない個人」及び「事業を開始した日以後5年を経過していない個人」 ※会社を設立した方が組織変更を行う場合は対象外
無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の特例	創業前の利用対象者が事業開始の2ヶ月前⇒6ヶ月前	「事業を営んでいない個人の方」及び「事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人」
日本政策金融公庫の「新規開業資金」の貸付利率の引き下げ	基準利率からの引き下げ対象として利用可能（別途審査あり）	創業前の方または創業後概ね7年以内の方

